

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第596号)

平成21年9月4日

横情審答申第596号

平成21年9月4日

横浜市会議長 川口 正寿 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成21年4月16日市会庶第31号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市会事務局庶務課が保管する経理等に関する書類」の開示請求却下
決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「市会事務局庶務課が保管する経理等に関する書類」の開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市会事務局庶務課が保管する経理等に関する書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が、平成21年1月9日付で行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき補正を求めたが、請求者が補正に応じないため、不適法な請求として却下したものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 平成20年10月31日付の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には「市会事務局庶務課が保管する経理に関する書類」と記載されているが、この請求内容では、「経理」という言葉が一般的には会計に関する事務又はその処理を指し、また、法律上も様々な意味に用いられており、漠然としているため、「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められない。
- (2) このため、異議申立人（以下「申立人」という。）に対し、平成20年11月14日付市会庶第1071号により開示決定期間を延長するとともに、請求対象文書の特定が可能となるよう請求内容の修正を依頼したが、何ら応答がなかった。
さらに、平成20年12月26日付市会庶第1300号により、条例第6条第2項の規定に基づき開示請求書の補正依頼を行った。これに対し、申立人から平成20年12月29日付で「経理」の後ろに「等」と付け加えた開示請求書が送付された。
しかし、この回答では、当初の請求よりもさらに漠然とした請求内容となり、請求対象文書を特定することができなかつたため、開示請求を却下する決定を平成21年1月9日に行った。
- (3) なお、申立人は、補正を求めている間にも、補正に応じないばかりでなく、本件同

様の請求を多数回繰り返すなど文書特定に協力する姿勢は見られなかった。

- (4) また、申立人は、平成21年3月6日に実施した口頭意見陳述において、補正の参考となる情報の提供を受けていない旨の陳述をしているが、平成20年12月26日付市会庶第1300号において、文書件名簿及び行政文書検索システムが利用できることを案内している。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 実施機関は、開示請求に対してどのような公の文書が存在するかをも知らせず、一方的に「経理」という用語では文書特定できないとの通知を送りつけるとは論外の対処である。本件処分は、条例第6条第2項の「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」に反するものであり、違法である。実施機関は、申立人からの依頼にもかかわらず、何も情報を提供せず、一方的に請求を却下した。補正依頼の文書で行政文書検索システムのURLと文書件名簿を案内しただけでは、情報提供したことにはならない。
- (3) 行政文書検索システムで、「経理」というキーワードで検索すると、市会事務局庶務課が保存している文書の中から明らかに絞り込まれて検索結果が出る。それに対して、実施機関は、「経理」という言葉では文書を特定できない、又は「経理」は公の言葉になっていないと説明しているが、公になっていない言葉で検索できるのは矛盾である。
- (4) 「経理に関する文書」よりも「経理等に関する文書」の方が請求の範囲が広がることは分かっているが、実施機関が情報提供をしないために仕方なく「等」を書き入れたものである。もし「経理」という言葉では検索できないということであれば、どうやって検索すればいいのか分からないことになるため、実施機関は、どのような言葉に直すべきか、申立人に指導すべきである。例えば、文書の表題だけでも教えてくれば、その中から絞り込むこともできたが、実施機関はそのような指導を行わなかったため、申立人はお手上げであった。

5 審査会の判断

- (1) 本件処分の経緯

当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

ア 申立人は、平成20年10月31日に、開示請求書に「市会事務局庶務課が保管する経理に関する書類」と記載し、開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成20年11月14日付補正依頼書で、申立人あて開示請求書の補正を求めたものの補正されなかったため、平成20年12月26日付補正依頼書で、再度申立人あて開示請求書の補正を求めており、その理由は、「経理」とは、一般的に会計に関する事務又はその処理を指し、また、法律上も様々な意味に用いられており、漠然としているため、行政文書を特定するに足りる請求内容となっていないというものである。また、このときに実施機関は、横浜市市民情報センターに配架されている文書件名簿（正しくは、横浜市行政文書目録）及び横浜市ホームページ上の行政文書検索システムを案内している。

ウ この補正の求めに対し、申立人は、平成20年12月29日付で実施機関に対し、もとの記載に「等」を書き加えて「市会事務局庶務課が保管する経理等に関する書類」と改めたが、実施機関は、平成21年1月9日に却下とする決定を行った。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第6条第2項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供できるよう努めなければならないと規定している。

イ 実施機関は、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、条例第6条第2項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めたが、申立人の本件「補正」にもかかわらず、なお対象行政文書を特定することができなかったと主張している。

ウ それに対し申立人は、行政文書検索システムで「経理」をキーワードとして検索すると文書を絞り込むことができるため、もともと対象行政文書は特定されている、実施機関は開示請求書の補正を求めるにあたって情報提供を行っておらず条例違反であると主張している。

エ 当審査会では、異議申立書及び意見陳述による申立人の主張並びに却下理由説明書による実施機関の説明を踏まえて、本件処分の妥当性について検討した。

(ア) 条例第6条第1項第2号では、開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請

求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないと規定している。この趣旨は、実施機関の職員において、開示請求に係る行政文書を検索し、抽出された行政文書について当該実施機関が条例第7条第2項所定の非開示情報が含まれているか否かを判断して、所定の期間内に開示決定等を行うことができるための不可欠の前提として一の開示請求において開示を請求することができる行政文書を行政文書全体のうちの一定範囲のものに限定することにあるものと解され、特定分野に係る行政文書のすべてについて開示を求めるような包括的な開示請求では、原則として特定が不十分であると考えられる。

他方で、条例第6条第2項は、実施機関は、開示請求書に形式上の不備の補正を求める場合において、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない旨規定しているところ、この規定は、開示請求者が行政文書を特定することが困難な場合が少なくないことに鑑み、開示請求制度の円滑な運用を図るため、当該実施機関に対し対象行政文書を特定するのに参考となる情報を提供する努力義務を課したものであって、その趣旨からすれば、当該規定は、開示請求書において開示請求に係る行政文書が具体的に特定された形で記載されることを予定しているものということができる。

これらを併せ考えると、条例第6条第1項第2号にいう行政文書を特定するに足りる事項については、少なくとも、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定するに足りるものでなければならないと解するのが相当である。

(イ) 以上を前提として、本件請求に係る開示請求書について検討する。

本件「補正」前の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「市会事務局庶務課が保管する経理に関する書類」と記載されていることが認められる。「市会事務局庶務課が保管する・・・書類」とは、合理的に解釈すれば市会事務局庶務課が保有する行政文書という趣旨であると考えられる。そうすると、開示請求書に開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているか否かは、「経理に関する書類」との記載によって、市会事務局庶務課が保有する行政文書の中から対象行政文書を特定できるかという観点から検討すべきと解されるところ、その記載を素直に読めば、「経理」という分野に係る行政文書のすべてについて開示を求めるような包括的な開示請求であると認められるが、「経理に関する書類」といっても、予算要求から決算に至る一連の事務に関して様々な種類の行政文書が存在しており、その中のいずれの種類の行政文

書の開示を求めているのか明らかでない。

なお、申立人は、意見陳述において、行政文書検索システムで「経理」をキーワードとして検索することにより行政文書を絞り込むことができるにもかかわらず「経理」という言葉では行政文書を特定できないというのは矛盾である旨主張するので、この点について検討すると、行政文書検索システム上の行政文書目録検索画面で文書保有課を選択した上で「経理」をキーワードとして検索することにより、文書分類が「経理」である行政文書及び文書件名中に「経理」という文字が含まれる行政文書が表示されることが認められる。しかし、検索によって表示された行政文書の中にも、先に述べたような様々な種類の行政文書が存在していることが認められ、その中のいずれの種類の行政文書の開示を求めているのか明らかでない点において同様である。

したがって、本件「補正」前の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄の記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはできないものといわざるを得ない。

また、本件「補正」後の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「市会事務局庶務課が保管する経理等に関する書類」と記載されていることが認められるが、同様に、その記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはできない。

以上によれば、本件請求に係る開示請求書に条例第6条第1項第2号にいう開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということとはできない。

(ウ) 次に、申立人は、実施機関が本件請求につき条例第6条第2項が規定する手続を行っていないと主張するので、この点について、以下検討する。

申立人は、開示請求書の補正にあたって実施機関が情報提供を行わなかったために、やむを得ず開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に「等」を書き入れた旨主張している。

しかし、申立人は、実施機関が開示請求書の補正を求めている間にも、来庁して開示請求を多数回繰り返していることが認められるが、その機会に自身の求める情報の具体的内容を明らかにし、開示請求の対象として該当する可能性のある行政文書について実施機関の説明を受けるなどした上で、開示請求書を補正することもできたはずである。ところが、申立人は、「経理に関する書類」より「経

理等に関する書類」の方が開示請求の対象となる行政文書の範囲が拡大されていることを知りながら、あえて「等」を書き入れている。また、意見陳述においても、申立人は、実施機関の対応を指摘するものの、結局どのような行政文書を閲覧したかったのか述べることはなかった。これらの事情を踏まえて総合的に判断すると、申立人には、少なくとも自らが閲覧を求める行政文書について具体的に説明する意思があったとは認められない。このような場合には、実施機関は、申立人にとってどのような情報が参考となるのかも判断できないため、結果的に情報提供を万全に行うことができなくなってしまったとしてもやむを得なかったといえる。

また、仮に実施機関による情報提供が万全でないとしても、もとの開示請求より対象となる行政文書の範囲を拡大することは、一の開示請求において開示を請求することができる行政文書を行政文書全体のうちの一定範囲のものに限定するという条例第6条第1項第2号の趣旨に照らして、合理的であるとは認められない。

(I) よって、当審査会は、本件請求については、行政文書を特定するに足りる事項が開示請求書に記載されていないため、却下とすべき請求に当たると判断した。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件請求を却下とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》
 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年4月16日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成21年4月17日 (第78回第三部会) 平成21年4月22日 (第147回第二部会) 平成21年4月23日 (第144回第一部会)	・諮問の報告
平成21年5月15日 (第79回第三部会)	・審議
平成21年6月5日 (第80回第三部会)	・審議
平成21年6月19日 (第81回第三部会)	・審議
平成21年7月3日 (第82回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成21年7月17日 (第83回第三部会)	・審議
平成21年8月7日 (第84回第三部会)	・審議
平成21年8月20日 (第85回第三部会)	・審議